

群馬県特定指定物質の適正な管理に関する指針の概要について

1 趣旨

平成24年5月に利根川水系の複数の浄水場で発生したホルムアルデヒドによる利水障害事案を受け、国の取り組みを補完し、再発防止に向けた総合的な対策を行うため、「群馬県の生活環境を保全する条例」の一部が改正された。(H24.12.28 公布、H25.4.1 施行)

この改正条例第47条において、利水障害等の原因となる化学物質(特定指定物質)を取り扱う工場又は事業場における特定指定物質の適正な管理に関する指針の策定及び公表が、県の義務として定められた。このため当該指針を策定し公表する。

2 指針の概要

(1) 対象物質(特定指定物質)

群馬県の生活環境を保全する条例施行規則で定める11物質で、当該物質を含む水として工場・事業場から公共用水域に排出されるおそれのあるもの。

(2) 対象事業者

群馬県内で、特定指定物質を取り扱っている工場・事業場を有する者。

(3) 特定指定物質の適正管理のための基本的事項

ア 特定指定物質の管理の体系化

- ・基本方針の策定
- ・実施計画の策定

イ 特定指定物質の適正管理のための情報の収集、整理

- ・取り扱う特定指定物質の性状及び量の把握
- ・取扱い工程における排出の可能性の把握
- ・新規取扱特定指定物質の事前評価

(4) 管理体制の整備

- ア 管理体制の整備
- イ 管理状況の把握、情報管理
- ウ 適正管理のための教育・訓練

(5) 特定指定物質の管理

- ア 設備面の対策
- イ 設備点検の実施
- ウ 特定指定物質を含む廃棄物の管理
- エ 排出状況の監視

(6) 特定指定物質の使用の合理化に関する取組み

- ア 環境中への排出量の削減
- イ 危険性の少ない代替物質への転換

(7) 事故時の措置

- ア 事故発生時の緊急連絡体制の整備
- イ 事故発生時の環境被害防止機材等の備え置き
- ウ 事故時の措置
- エ 事故の検証

(8) リスクコミュニケーションの促進

- ア 体制の整備
- イ 情報の提供等
- ウ 住民意見等の尊重

(9) その他

事業者は、特定指定物質を他人に譲り渡すときは、特定指定物質に関する情報を適切に伝え、適正管理、事故の未然防止等の支援に務める。

3 施行日

平成25年4月1日